

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

経営者への今月の視点

消費税

インボイス制度いよいよ始動

インボイス制度とは

正式には「適格請求書等保存方式」といいます。令和5年10月から導入されます。導入はまだ先の話ですが、この適格請求書等を発行できる事業者すなわち「適格請求書発行事業者」（以下登録事業者という）の届出と受付が今年の10月から始まります。インボイス制度を理解するにはまず消費税の基本的仕組みを理解してください。

消費税の基本

消費税の負担者はその名の通り消費者です。しかし消費税の納税者は消費者ではなく消費者から消費税を預かった事業者です。事業者も事業活動において仕入れや諸経費等消費者と同様消費税を負担します。そこで消費者から預かった消費税と自分が負担した消費税の差額を国に納付します。これが消費税です。

今はどうなっているのか？

現在は、事業者は租税公課や保険料や給与や住宅の家賃等法律で非課税とされている取引以外は、全て消費税が課税されているものとして差額を計算して消費税を国に納めています。しかし小規模の事業者も全てこの計算をすると大変煩わしいだろうということで、売上が1,000万円以下の事業者に関しては納税を免除しています。

インボイス制度導入後は

インボイス制度が導入されると、事業者は消費者から預かった消費税から、登録事業者が発行した請求書や領収書に記載された消費税だけを差し引いて差額を国に納めます。

もちろん自分も登録事業者でないと、事業者間での取引は難しくなります。

普段は消費者しか相手にしていない小売店や飲食店でも、大口の会社からの注文や忘年会などで、「適格請求書等」（領収書）の発行を求められた時、登録事業者でないと、発行できません。そして登録事業者になるということは消費税の納税義務者になるということです。売上1,000万円以下の現在消費税の納税が免除されている事業者も取引形態によっては、登録事業者になる必要が出てきます。



僕も適格請求書等を発行しないとまずいかな？



LGBT をめぐる企業の実務対応①

【質問】

最近になってLGBTやSOGIハラという概念を知るようになり、会社としても何らかの対策を進めなければならないと考えています。まずは何から進めていけばよいのか、法律上の注意点を教えてください。

【回答】

年代層にもよりますが、本記事を執筆した時点では、人事労務を担当する40代以上の方においては、LGBTについて発想の大転換を迫られており、表面的には理解できても根っこでは違和感があるという方も多いのではないのでしょうか。

とはいえ、各人の性的志向や性自認について、不当な取り扱いをすればSOGIハラとして法的責任を迫及されたり、社会から糾弾されるリスクもあることから、自らの考え方を改めるほかありません。

もっとも、LGBT等に関する考え方は、最近になって浸透しつつあるというところもあり、まだまだ人事労務担当者の中にも「建前」と「本音」が混在しているように思います。そこで、本記事では、あえて「建前」と「本音」を対比させつつ、現状でもこれだけはやっておきたいと考えられる最低限の対策について解説を行っています。当然のことながら、社会認識はどんどん変化していきますので、本記事執筆以降においては、最低限のハードルがもっと上がっていることも予想されます。この点は、あらかじめご注意いただければと思います。

なお、執筆者はLGBTに関する専門家ではありません。また、非常にセンシティブな問題であるため、執筆者もある日突然見解変更を行う場合もありますので、情報のアップデートをお願いできればと存じます。

【事例1 採用見送り】

外観は明らかに男性であるが、女性のような服格好で採用面接に臨もうとする人物がいた。会社は不自然な人物と判断し、採用面接を行うことなく帰宅させた。なお、後で当該人物の履歴書を確認したところ、性別欄に何らの記載がなかった。

<建前>性的志向や性自認は尊重される必要があり、上記事例のような見た目と服格好の違和感のみで採用面接を拒絶する（採用見送りとする）ことは許されない。

<本音>明らかに不自然であり、ふざけて採用面接にきている可能性も否定できない。仮に本人の性的志向や性自認があるとして、当社ではこれまでの採用実績がなく、他の従業員との関係もあり対処に苦慮する可能性があることから、採用するわけにはいかない。

（解説）

たしかに、会社には採用の自由があります。しかし、この採用の自由も無制限に認められるわけではありません。この点、近年のLGBTに関する国内外の活動や社会認識の変化、厚生労働省が性的志向や性自認を排除しない公正な採用を要請していることを考慮すると、性的志向・性自認だけを理由として採用見送りとすることは、違法行為と判断されるリスクが高いと言わざるを得ません。

したがって、見た目・服格好の違和感があったとしても、採用面接自体は行うべきであり、適性・能力の有無を見極めたうえで採否を行うという対応が必要です。なお、採否の理由を求職者に開示する必要性はありませんが、変な誤解を受けないためにも、採否理由は開示しないことは明言・明記したほうがよいかもしれません。

ところで、上記事例では履歴書の性別欄に記載がありません。そこで、面接担当者が性別を質問することが想定されます。もちろん性別が職務内容や職業能力に関係するのであれば質問しても問題ありません。ただ、思っている以上に性別と職務内容・職業能力が結びつく場面は狭く、現代の風潮（LGBTに関する社会認識以外にも、性別欄の記載がない履歴書がスタンダードになりつつあることも考慮）のを踏まえると性別に関して当然に質問してよいと考えるべきではありません。

知的財産法で製品を保護

こんにちは！今回は、新製品開発時に効果的な知的財産法の利用を説明したいと思います。

業務上、新製品を開発した場合、その製品の品質が良いほど、或いは、市場での評判が良いほど、他者に類似品を製造販売されるおそれが高まります。新製品の開発には多大な開発費が掛かっていますので、他者の模倣を野放しにせず、なんとか抑えておきたいものです。

新製品を保護する知的財産法としては、まず、特許法があります。特許法は、まだ世の中に知られていない新規技術を保護の対象としています。このため、開発した製品に使っている技術が知られておらず新しい場合は、特許法による保護を受けることができます。特許出願をして特許権を取れば、他者による類似製品の製造や販売を止めさせることが可能になり、他者による販売等で損害が発生した場合は損害額を賠償してもらえます。特許法による保護対象は、技術（技術的思想）ですので、他者による類似製品の名前やデザインが自社製品と異なっている場合でも、使われている技術が同様であれば、保護を受けることができます。

なお、特許権は、特許庁の審査官による審査を通過しないと特許権が付与されず、保護を受けられないのですが、実用新案法による保護であれば、特許法による場合のような審査を経ることなく実用新案権が付与され、新規技術について保護を受けることができます。但し、無審査で付与される実用新案権であるがゆえに、後から権利無効が発覚したりと、権利行使ができないこともあります。特許による保護との使い分けが重要になります。

次に新製品を保護する知的財産法として、意匠法があります。意匠法による保護は、物品のデザインです。新製品に新しいデザインを採用した場合に保護が受けられます。新製品のポイントがズバリ見た目である場合には、意匠法による保護は有効な手段です。たとえば、他者の類似製品のデザインが自社製品とよく似ている外観である場合には、審査を経て取得した意匠権を根拠に「そのデザインは止めてほしい」と言うことができます。意匠権により、他者による類似製品の製造や販売を止めさせることが可能になり、他者による販売等で損害が発生した場合は損害額を賠償してもらえます。

更に、商標法による保護も受けることができます。上記では、特許法等による新規技術の保護、意匠法によるデザインの保護を説明しましたが、新製品を販売するときに使用している商品名については、商標法による保護が受けられます。つまり、審査により商標権を取得すれば、新製品と同じだったり似ているような名前を、他者が製品に使えないようにすることができます。新製品が特に新規技術を使っていなかったり、特徴のあるデザインではなかったとしても、同じような名前と同じような製品を他者が販売することを止めることができてしまいます。この場合も、販売の停止や損害賠償を請求できます。

このように、新製品を販売される場合には、知的財産法による保護が受けられる場合がありますので、新製品を販売される際には、保護を受けることを検討されてはと思います。知的財産法により、ぜひ自社の新たな活動を他者から守られては、と思います。

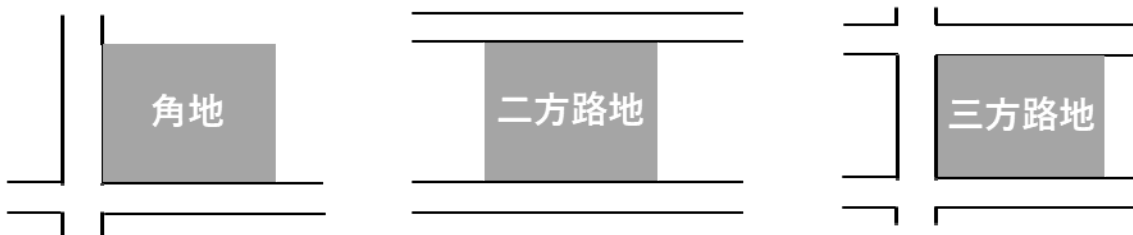
今度は東京パラリンピックが始まりました。大リーグの大谷選手や国内プロ野球の阪神も今年は面白くなっています。まだまだ暑いですが、楽しみは多くありますね！

これまで掲載しました過去の記事は、TNK アジア国際特許事務所 ウェブサイトの ‘Message Today’ にまとめています。気が向きましたら、過去の記事もぜひ御覧下さい。

複数の路線に接する宅地の評価

相続税の土地評価では「正面と側方に路線がある宅地」を角地、「正面と裏面に路線がある宅地」を二方路地、「正面と側方および裏面に路線がある宅地」を三方路地といいます。これらは、一つの路線に接する一方路地に比べて、人や車の出入りの便が良いといった物理的な利用価値の向上や、建ぺい率の緩和を受けられるといった経済価値の上昇が見込まれることから、側方路線影響加算や二方路線影響加算という形で、その効用を価格に反映します。そして、影響加算を適用するかどうかは路線ごとに合理的に判断する必要があります。

合理的な判断とはどのようにして行うのでしょうか。三方路地改め、角地として評価しなおした事例をご紹介します。



相続税の還付事例 “角地”としての効用を合理的に判断し減額に成功 (還付額 約 200 万円)

[相続人(依頼者)] 兵庫県尼崎市・T様。お父様の相続で約 4,900 万円の相続税を納付。

[対象地] 兵庫県尼崎市にある、三つの路線(A・B・C 路線)に面した宅地

[当初の評価] 三方路地の評価を適用(側方路線・二方路線影響加算を適用)して、1 億 3,324 万円

[当グループによる見直し]

当初の評価は、A 路線を正面、B 路線を側方、C 路線を裏面とする三方路地の評価を行っていました。当グループが着目したのは BC 路線に”角地”の効用があるかどうか、です。

経済価値の上昇の観点から考察すると、建ぺい率の緩和を受ける宅地は、建築面積が増加したり、建物の配置の自由度が高まったりと利用価値が向上することから、一方路地より効用が高いと言えます。建ぺい率の緩和の要件は自治体ごとに定められており、対象土地のある尼崎市では「内角が 120 度以下の 2 つの道路によってできた角敷地で、かつその敷地周長の 4 分の 1 以上がこれらの道路に接していること」とされています。AB 路線はその要件を満たしています。BC 路線は敷地周長の要件は満たしているものの、内角は 132 度と計測されたことから建ぺい率の緩和を受けられない宅地であることがわかりました。したがって A 路線を正面、BC 路線を一つの路線と考えて側方とする「角地」である、と判断できました。二方路線影響加算を外して評価しなおしたところ、対象土地は普通商業・併用住宅地区にあり影響加算率が高かったことが影響して 1 億 2,818 万円の評価額となり、税務署にも認められ T 様には約 200 万円が還付されました。



ある土地が角地としての有利性を持つかどうかは、その自治体ごとに判断が異なります。複数の路線に面しているからと安易に加算してしまうと過大評価に直結してしまいます。相続した土地が複数の路線に面している場合には、角地の判断が適正になされているかどうか、見直してみてもいいかもしれません。



人事労務情報 ～女性社員の活躍推進に取り組む中小企業事業主様への助成金～

両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）

女性活躍推進法に沿って、女性社員の活躍に関する課題解決に相応しい数値目標とその達成に向けた取組目標を盛り込んだ一般事業主行動計画の策定・公表等を行った上で、行動計画に盛り込んだ取組内容を実施し、数値目標を達成した事業主様が助成されます。

助成金の種類と支給金額

行動計画に盛り込んだ取組内容を実施（＝「取組目標」を達成）し、3年以内に数値目標を達成した場合に支給。助成金の申請にあたって、行動計画等の公表は「女性の活躍推進企業データベース」で行う必要があります。

- ・支給額：47.5万円1事業主1回限り
- ・対象事業主：常時雇用する労働者が300人以下の事業主

申請の流れ

- ① 自社の女性労働者の活躍状況把握・その活躍にむけた課題を分析
- ② 課題解決にむけた数値目標・取組目標を盛り込んだ行動計画策定・社内通知・外部公表
- ③ 自社の女性の活躍に関する情報公表
- ④ 行動計画を策定した旨を労働局に届出
- ⑤ 行動計画期間内に「取組目標」を達成
- ⑥ 助成金申請

厚生労働省 HP 参照

